

3. 保健活動・安全管理

3-1

身長・体重等の測定や医師の診断から、発育・発達の状態を把握して、それを保護者や他の職員に伝えるとともに、日常の保育に生かしていますか。

身長・体重の定期的な測定は子どもの成長を見守るうえで大切な保育活動のひとつです。特に体重の動きは、時には病気や家庭での食生活の不具合、虐待の早期発見に繋がります。

国では5年に一度国民栄養調査を行い、年齢ごとに体位測定値のパーセンタイル表を明示します。この指標と一人ひとりの身長・体重を比較してどの位置にあるかを確認し、両親の体格や日常生活の状態からその子のパーセンタイル値が妥当な位置にあるかを確認しなければなりません。

そして、もうひとつ大切なのがカウプ指数です。これは身長と体重のバランスを見るものですから適正値を維持する事は、痩せすぎや肥満の予防にも繋がります。そのためにも測定のたびにカウプ指数を算出して記録し、その推移を見守ることが大切です。この指数が正常範囲以外の場合は家庭と連携しながら対策を講ずる必要が出てきます。時には成長の様子をさかのぼって確認しなければならない場合がありますので保護者指導の資料としても身体測定の記録（健康管理個人票）をきちんと整えましょう。

嘱託医による定期の健康診断は日常保育の中で保育者が気になるところや保護者の心配な部分を相談できる良い機会でもあります。事前に、聞かなければならない事情をまとめておき、医師に的確に伝えましょう。

診断結果、医師の指示により別の専門医の受診が必要な場合は速やかに保護者に伝えなければなりません。しかし、形成外科の分野や発達遅滞が伺われる場合、医師も、もう少し成長を見守ってから判断しても良いのでは、という場合があります。保護者に伝えるべき時期は園長と協議しながら慎重に進めなければなりません。

園児の健康状態について、職員全員が知っておかなければならない事は徹底して

覚えておきますが、最近は個人情報の保護もありますので、園外で不用意に話してはいけないことを常に意識しておきましょう。日常保育に差しさわりのない事であり多くの人に知られたくないこともありますので、状態によって慎重に取り扱わなければならない事も知っておきましょう。

(中村)

3-2

その子の体調の些細な変化や異常に速やかに対応するために、日常的な体調や機嫌の状態をつかむように努めていますか。

子どもたちの健康の変化にいち早く気づくためにも、普段、健康なときの状態を把握しておく必要があります。一人ひとりの健康時の体温や食欲、活気、機嫌、顔色、おなかの調子等をしっかり把握しましょう。

平熱も低めの子と高めの子があります。37度以上を一律に発熱と決めつけることなく、一般状態と合わせて観察し判断するようにしましょう。

朝の視診で子どもの健康状態や機嫌を把握することは、今日一日保育園で快適に過ごさせるために大切な業務です。素早く的確に行い、気づいてあげましょう。視診のポイントは顔色、表情、言葉、動作、咳、鼻汁、眼脂、耳だれなどですが、特に前日にはなかった傷、こぶ、絆創膏、包帯、虫さされなどは、保護者のいる間に確認をとり、記録しておきましょう。これは、その状態が発生した場所の確認でもあり、責任の所在を明らかにしておく意味もふくまれています。

また、感染症の流行の時期はその病気の初期の特徴を把握し、早期に発見し、濃厚感染を防ぎましょう。水際の実確な判断がその後の園内での感染症の発生状況に影響してきますので、特に留意しましょう。

朝からその子にとっては発熱と思われる体温の時は、上昇の可能性もありますから受診を勧めましょう。保護者がどうしても仕事に行かなければならない場合は一端受け止め、職場で仕事の段取りができた時、連絡を頂くようにするか、園から電話をしても良いか確認し、心しておいていただくようにしましょう。保育園は子

育て支援の部分も担っています。常勤の保護者を些細な事でしばしば呼び出す訳にはいきません。園長や看護師と協議しながら的確な判断が必要です。受診が必要な場合と、安静にしながら様子を見ていても大丈夫な場合があります。どちらも根拠をしっかりとって対応しましょう。迷う場合には、状況を知らせる連絡だけはしておきましょう。

受け持っている子の「いつもとどこか違うこと」に気づけるのはいつも側にいる担任の注意力にかかっています。こうした、健康観察は意図を持って子どもたちを見守らないと、見過ごしがちです。風邪の流行る時期等、定期的にスキンシップを兼ねて抱いたり、さわってみたり、いつもよりほっぺが赤いとか、鼻汁が多いとか、気づいてあげることが大切です。

(中村)

3-3

あなたは、子どもに何らかの異常が見つかった場合、より適切な処置ができるように、嘱託医の指導を受けるなど日頃から学習をしていますか。

嘱託医の指導が必要な何らかの異常については、様々な状況が想定されます。

一例として誤飲等の場合、とっさの処置が子どもの命を救うことになり、日頃からその対応の手順を学んでおく必要があります。腕の上で、頭を斜め下にうつ伏せにし、下あごに指をいれて口を開かせ、背中を強くたたくことで、詰まったものがスポンと出てきます。こうした学習は訓練用の人形等を使って具体的に体で学ぶことが大切です。どの程度口を開かせればいいのか、どのくらい強くたたけばいいのかは実体験以外の学びで習得することは難しいので、しっかり訓練をうけておきましょう。

あるいは咳き込んで苦しそうな場合、受診までの間、少しでも楽にしてあげる方法など、医療行為ではない程度の処置もあります。こうした類の事は解説書もたくさんありますので、日頃から目を通し、時折実技訓練を行い、嘱託医師の講義を受けて、知識や技術が風化しないように保たなければなりません。

日常保育の中で異常を見つけた場合、保育者自身の判断で処置する事の危険性もあります。単なる擦り傷程度であれば園備え付けの医薬品で処置する事は可能ですが予後が悪かったりすると責任を問われますので消毒のしかた等、徹底して覚えておきましょう。小さな事故と思ってもあとで問題となる場合もありますから園長への報告は怠らないようにしましょう。

遊具からの落下打撲、裂傷による出血などの事故が発生した場合、不用意に取り乱さず、保育者としてなすべき事を落ち着いて思い出しましょう。保育中は大勢の子どもたちも一緒ですので二次事故を起こさないためにも予め役割を分担しておき、一人は事故児の状況確認と応急手当に、一人は他の子の安全を確保しましょう。落下の場合は動かさない。看護師や園長に連絡し指示を仰ぐ、受診しなければならない時は付き添いましょう。出血の多い場合は圧迫する。余計な手当では予後を悪くする場合もあるので気を付けましょう。

事故発生時の状況を記憶しておき、反省を踏まえて二度と同じ事故が起こらないように顛末報告書を作成する事も大事です。また、園で起きた事故は全職員がその原因や状況を承知し、日頃の保育の中で安全に対する配慮に加味するよう心がけましょう。保護者への説明の時は同席し、園長から誠意を持って伝えていただきますよう。

(中村)

3-5

子ども一人ひとりの体調をしっかり把握し、食事の量や内容を変えるなどの配慮をしていますか。

長時間保育園で過ごす子どもたちにとって保育園は健康管理を一人ひとりの体調に合わせて柔軟に対応できる環境にあります。突然の体調の異変に合わせて調整食を作る事も可能です。ただし、調整食を実施するにあたっては根拠を明らかにしなければなりません。

長期間病気で休んでいて久々の登園の時はどんな病気で、医師の診断はどうだっ

たかを保護者より克明に聞き、園長や栄養士と相談して指示を仰ぎましょう。病後で食欲がなく、保育園の通常の献立による給食が食べられない場合もありますので、時には状態に合わせた配慮も必要です。

保育園で発熱し、ぐったりして給食を食べられないような状況の時は、家庭連絡をしますが、お迎えを待つ間、水分の補給や、昼食の時間帯は、いくらかでも食べられるものを栄養士に調整してもらいましょう。口当たりや消化の良いものを少しずつ与え、嘔気のあるときは無理しないようにしましょう。

突然の下痢の場合は水分補給を十分に行いましょう。特に乳児は短時間で脱水状態に陥りますので命の危険も出てきます。下痢の内容や量、回数に十分注意しましょう。「今」が悪化に向かっているか、回復に向かっているかを、それまでの下痢の状況によって判断しましょう。たとえば朝、家庭では、水様便で回数も量も多かったが受診して腸整剤を投与され、登園してからは回数も減り軟便になってきた、とか逆に軟便だったけど水様便になってきたとか、病気の急性期か回復期か、が判断できますのでそれに合わせて食事の調整の仕方も微妙に変わってきます。乳児用電解水は常備しておくことが望ましいでしょう。

下痢の原因には様々あります。感染性のものは集団の中に持ち込まれると、健常児に感染する恐れもありますので、必ず小児科を受診して頂き、医師に登園してよいか聞き、指示に従っていただくよう、日頃からの家庭指導も大切です。

前日に蕁麻疹等で医師に動物性蛋白質を控えるように指示のあった場合は状態が改善されるまで動蛋除去の食事の準備が必要ですので、園長や栄養士と十分に協議しましょう。

調整食はどんな場合でも、嘱託医、もしくは園長、看護師、栄養士が相談した上で判断しますので、担任が保護者に依頼されたからといって直接給食室に連絡して実施することのないようにしましょう。

(中村)

3-6

あなたは、睡眠中の子どもの顔色、呼吸の状態を観察するなど、SIDS等への予防に努めていますか。

SIDSは乳児の死亡原因の25%を占め、保育園でSIDSで死亡した子どもは入園1ヶ月以内の発症が圧倒的に多いと報告されています。特に産休明けから保育している保育園はその要因や発生した時の対応について十分に理解しシュミレーションしておく必要があります。

SIDSの予防策としては

1. 医師の特別の指示がない限り赤ちゃんは仰向けで寝かせること。
2. なるべく厚着を避ける事
3. できるだけ母乳で育てる事
4. 妊婦さんや赤ちゃんの側でタバコを吸わないように家庭指導すること。

こうした予防策は、機会あるごとに保護者指導し、家庭でも十分な注意を徹底させましょう。

乳児を多く保育している保育園では特に安全監視体制の徹底を心がけなければなりません。一日の保育のなかで睡眠と覚醒時の配分、睡眠形態の個性も把握する必要があります。うつ伏せで安定して眠る子は熟睡したら仰向けに変えてあげるなどの配慮も必要です。

保育記録は、乳児クラス全員分を一覧で広げておき、安全チェックをした都度記録できるようにしましょう。保育園によっては定時にチェックリストによる安全確認をしているところもあります。睡眠中の呼吸を監視するためにベットの呼吸モニターを備えている園もあります。ベットで睡眠中に呼吸が止まるとアラームが作動するもので、アラームと同時に心肺蘇生術と救急車の手配が必要となります。

心肺蘇生訓練は最低でも年に2～3回は行い徹底して覚えておく必要があります。

1. 意識の確認
2. 呼吸の確認
3. 1・2が確認で出来ない時、他の人に救急車の出動要請を頼む

4. 気道の確保

5. 心肺蘇生術（心マッサージと呼吸法を交互）を行い、呼吸が回復するまで、あるいは救急隊員が来るまで続けなければなりません。

SIDSは何の前触れもなく突然やってきます。昨日まで何事もなかったので今日も明日も大丈夫という保障はありません。定期的に訓練を受け、常に起こりうる事として安全監視に努めましょう。

（中村）

3-7

アトピー性皮膚炎・食物アレルギー等の子どもに対して、医師の指導のもとに適切な対応をしていますか。

アトピー性皮膚炎については、日頃のケアが大切です。季節によって悪化したり、軽減したりするのでその時期の状態に合わせて対応しなければなりません。耳の下や膝裏、肘等がかさかさになり、角質化し、切れてじくじくした滲出液が出るような場合は細菌感染をおこさないように清潔に注意しましょう。

食事の後など食べ物の汁等が付着したまま時間を経過すると赤く痒くなってきますので、暖かいやわらかい濡れタオルでしっかり拭き、その子の指定の保湿クリームをつけてあげましょう。肌着も刺激の少ない綿のものを用意していただき、体が温まってくると痒みも増しますので、爪を短く切っていただくよう家庭との連携を密にしましょう。

食物アレルギーについては、専門医に検査していただき、アレルゲンとなる食べ物を特定し、結果として明らかにその食べ物を除去する必要があると診断された場合に、園における除去食の対応となります。保護者の根拠のない希望を安易に受け入れての除去食提供は成長期の子どもにとって望ましいことではありませんから、注意しましょう。

また、保護者によっては「多少反応が出てもいいから皆と同じ物を食べさせたい」、とおっしゃる方もおりますが、この場合も、医師の診断が必要ですから注意

しましょう。

除去食提供の決定は医師の診断書にもとづいて園長が責任を持って提供するものなので保育士と保護者の間で勝手に決めてはいけません。また、延長保育の補助食等で担任以外の保育者が関わる場合もあるので、園の全員が「何組の〇〇ちゃんは××を食べてはいけないこと」を周知しておきましょう。

アレルギーの検査は定期的に行い、アレルゲンの種類や指数の推移を見守る必要がありますので、そのことを保護者に理解していただきましょう。指数の経過によって除去を解除される場合もあります。

また除去食は個別の献立表を作り、喫食経過を記録として残しておきましょう。アナフィラキシーショックを起こしたとき、食べた食品名を確認するために必要です。近年、増加を辿っている食物アレルギー疾患は、除去食品の種類も増えています。油断すると命にも関わりますので、既製のおやつの場合は添加物の確認をするなど、常に緊張感を持ちましょう

また、除去食対応の子どもたちに、精神的な負担を極力かけないような配慮も心がけましょう。

(中村)

3-9

備品棚やピアノなどの転倒防止、その他事故が起こらないように、あなたの保育室内外の安全点検を、毎日怠らないように努めていますか。

保育環境の安全点検は、定められた点検項目に従い毎日新たな心で徹底して行わなければなりません。大きな備品棚やピアノ類に関しては危険に気がついた都度、園長に報告し、速やかに改善していただきましょう。

その他の細やかな部分については目視で日々点検を行いましょう。

子どもたちが登園する前に

・保育室の天井・壁に異常はないか

- ・ 保育室の備品管理、配置等に危険はないか
- ・ 室内遊具の保管、消毒、破損に注意したか
- ・ 器具の転倒、落下防止に不備はないか
- ・ 室内に、針、ピン、その他危険不潔物はないか
- ・ 保育材料の保管、取り扱いは安全か
- ・ 薬品類の保管管理に手落ちはないか
- ・ 室内の臭気に異常はないか
- ・ 手洗い、手拭等の衛生管理に手落ちはないか
- ・ 室内は清潔に清掃されているか

子どもたちが登園したら

- ・ 園児の服装に危険はないか
- ・ 園児の所持品に危険はないか
- ・ 園児の爪に注意したか
- ・ 睡眠中の安全に注意したか
- ・ 移動の都度人数を確認したか

子どもたちが降園した後に

- ・ 戸締りの確認
- ・ 破損箇所の確認
- ・ コンセントや電気系統のスイッチの確認
- ・ 所定の場所に所定の薬品や備品が戻っているか確認する。

保育園の構造によって危険箇所や注意しなければならない事がそれぞれ異なると思われます。職員会議等の機会に皆で話し合いを持ち、具体的に点検項目を設定し、毎日確実に点検し記録することが大切です。

また、報道される保育園の事故事例に注目し、その都度、自分の保育園は安全か確認することも大切です。こども達を安全な環境のなかで伸び伸びと活動させるた

めにも、欠く事の出来ない日常業務です。

(中村)

3-10

園庭にガラスの破片など危険なものがないか調べたり、砂場を掘り返して整えるなど、安全な環境づくりの努力をしていますか。

戸外では子ども達の活動も活発で大胆になってきます。保育者は事前に園庭の安全を確認するとともに、大型固定遊具等の危険箇所を発見した場合は直ちに使用禁止の措置をとり、子どもたちが近づかないようにし、園長に報告し改善していただくようにしましょう。

園庭の安全点検

- ・ 園庭に危険物、障害物はないか
- ・ 園舎軒先、屋根、側壁に危険箇所、落下物はないか
- ・ 屋外遊具にネジのゆるみ、木部の腐食等の異常はないか
- ・ 園庭出入り口周辺に障害物、危険物等の異常はないか
- ・ 砂場の衛生が保たれているか
- ・ 三輪車や自転車等、園庭遊具が安全に正常に機能しているか
- ・ 砂場の玩具が破損して危険な状態になっていないか
- ・ 園庭備品のベンチや屋外テーブル等に不備はないか
- ・ 外部から不審者が侵入しないように内鍵がかけられているか
- ・ 園庭の樹木に害虫の発生はないか

固定遊具の管理は、マニュアルを作り、責任者を決めて定期的に行わなければなりません。特に大型の固定遊具に関しては、遊具ごとに点検記録簿を作成しておくといいいでしょう。それぞれの遊具専用のスパナでネジを点検したり、木部の腐食に関しては叩いて確認をし、鉄部の腐食は定期的にさび止めの塗装をする事で劣化を

予防し危険防止にもなります。異常を発見した月日や状況、改善された月日や状況を記録しておくことが大事ですから怠らないようにしましょう。責任者とは、事故が起きた時に責任を取る人のことをいいます。最終責任は園長にありますが、現場責任者として、職責を果たすことを常に心がけましょう。

搬入業者や専門の点検業者に委託する方法もありますので、園長と協議し、どの方法で安全管理をするか明確にしておきましょう。その場合にも点検の都度、報告書をきちんと提出していただき、保存しておきましょう。

遊具の安全点検の怠りによる園児の事故は全面的に保育園の責任となります。園児に怪我による辛い思いをさせないためにも、日頃の点検を心して行いましょう。保育の現場にいる保育士は、危機管理の最先端にいる事を忘れないようにしましょう。

(中村)

3-11

地震等の災害や火災に備え、積極的に避難訓練等に参加し、非常災害時にあなたが何をしなければならないか理解していますか。

保育所の最低基準の6条に「児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。」
「2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。」と規定されており、月1回の避難訓練は保育園の義務である事を認識しておきましょう。

保育園は大勢の子ども達の命を預かる所です。災害の発生等、不測の事態に備えて体制を整え、その計画を消防署に届け出なければならない事になっております。その中には予防管理組織編制表や自衛消防組織編制表がありますが園単位で避難訓練実施要綱を作成し、年度が変わって人事が変わるたびに人名を入れ替え、新たに消防計画書を作成し消防署に提出しなければならない事をご存知だと思います。年

度ごとに総入れ替えするのではなく抜けた人の部分を補充すると混乱が少なくてすみます。

年度当初に全職員が一同に会して、その年度の役割をお互いに確認しておきましょう。そして毎月1回の訓練によってそれぞれが取るべき行動をしっかり定着させておきましょう。また訓練は、せっかくまとまった活動の最中だったり午睡中や、食事時の時もあります。保育活動にとっては迷惑な出来事です、災害は予告なしにやってきますので真摯に対応しましょう。

毎月訓練する事で、子ども達にも災害に対する認識を深めさせると、保育士が側にいなくても警報の音を聞いて、行動が取れるようになってきます。避難が一刻を争う場合もありますので子どもたち自身にも自分の身を守るための訓練を定着させることが大事です。訓練の度に、なぜ訓練が必要かを話してあげ、災害の種別によって警報音が違うことを聞き分けて避難できるよう、指導を徹底しましょう。

火災予防に関してはクラス単位、部署ごと、部屋ごとに防火責任者が定められるはずです。自覚しましょう。決められた消火栓の置き場所などは常にあるべき場所にあるか確認しましょう。

地震の場合の保育室内の避難場所、火災の発生による避難経路等は日頃から意識しておき、落下物の点検や避難経路の障害物は除去しておきましょう。

大きな災害が起きた場合、園舎が危険で移動しなければならない時を想定して第二避難場所を保護者に明示しておきましょう。

(中村)

3-12

登降園時の事故防止について、保護者が何を注意すれば良いか、あなた自身が説明することができますか。

近年、幼い子が巻き込まれる事件・事故の報道が多くなってきました。保育園も家庭と連携し、体制を整えて大切な園児の安全を守らなければなりません。送迎時の駐車場でのルールも時が経つとルール違反が目立ってきます。

年度の初めの保護者会において、あるいは新入园児を迎える都度、保育園の安全管理について説明し、保護者が注意しなければならない事項をしっかりとご理解いただけるようにしなければなりません。担当保育士としては、当然その注意事項をしっかりと認識し、守られていない状況を発見した時は、その都度、言葉を選んで注意し、園児が安全に送迎されるようにしなければなりません。事故が起きてから、「そういえば最近、ルール違反が目立っていた」というのは無責任な発言となります。

特に次の事項に関しては保護者と園が徹底する必要があります。

お迎えに関しては、誘拐防止のため、原則として保護者、若しくは予めご紹介いただいた方としております。保護者からの連絡がなく保護者以外の方がお迎えに来ても園児の引渡しはいたしません。全国の保育園で徹底されている事と思います。迎えに来た方が気分を害されても園の姿勢をご理解いただき、確認が取れるまで待っていただきましょう。これは保育士として毅然として対応しなければならない事項です。

駐車場内での保護者間の事故については保育園によっても対応は異なると思いますが、一切の責任を負わないことが懸命だと思います。しかし事故に繋がらなくても「最近〇〇さんが駐車禁止領域に車を止めて皆が迷惑している」と言った苦情は保育園のほうからそれとなく注意したほうが丸く収まります。聞き流さないようにしましょう。

送迎時、赤ちゃんを抱っこして運転される保護者もあり、これは嚴重に注意しなければなりません。チャイルドシートの装備については入园の時に確認しておきましょう。装備しているのに、子どもが泣くからと使わない方もいるので、安全の為にシートに座る事を慣れさせなければならないことをしっかりと指導しましょう。

その他、保育園の周辺事情により様々な注意事項があると思いますので、職員会議の時に不審者情報の傾向等も含めて、安全に対する意識を確認しあうことも大事です。

(中村)